［見積］

購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用を事前に確認した書類
（例）見積書、料金表、カタログ

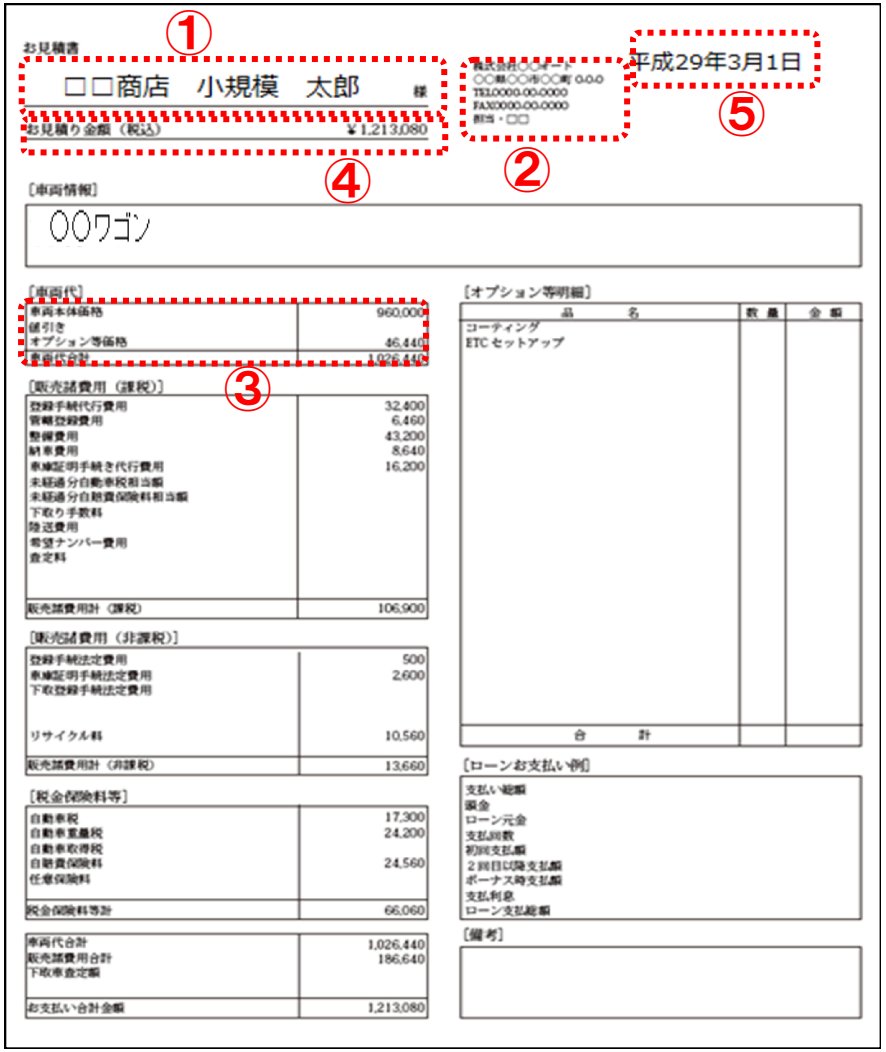

お見積書

①

□□商店　小規模　太郎　様

お見積り金額（税込）　¥1,213,080

②

平成29年3月1日

⑤

④

［車両情報］

○○ワゴン

③

［車両代］

車両本体価格	960,000
値引き	
オプション等価格	46,440
車両代合計	1,026,440

［販売諸費用（課税）］

登録手続代行費用	32,400
管轄登録費用	6,460
整備費用	43,200
納車費用	8,640
車検証明手続き代行費用	16,200
未経過分自動車税相当額	
未経過分自賠責保険料相当額	
下取り手数料	
陸運費用	
希望ナンバー費用	
査定料	
販売諸費用計（課税）	106,900

［販売諸費用（非課税）］

登録手続法定費用	500
車検証明手続法定費用	2,600
下取登録手続法定費用	
リサイクル料	10,560
販売諸費用計（非課税）	13,660

［税金保険料等］

自動車税	17,300
自動車重量税	24,200
自動車取得税	
自賠責保険料	24,560
任意保険料	
税金保険料等計	66,060

車両代合計	1,026,440
販売諸費用合計	186,640
下取車査定額	
お支払い合計金額	1,213,080

［オプション等明細］

品名	数量	金額
コーティング		
ETC セットアップ		
合計		

［ローンお支払い例］

支払い総額
頭金
ローン元金
支払回数
初回支払額
２回目以降支払額
ボーナス時支払額
支払利息
ローン支払総額

［備考］

こちらでも代用可能です。

- WEBサイトの情報
- カタログ

必要

車両を購入した場合、証拠書類【見積】の提出が「必要」です。

（新車購入）単価１００万円超（税込）の場合、複数見積もり（２社以上）が必要です。

（中古車購入）金額にかかわらず、複数見積もり（２社以上）が必要です。

Point

当該取引の見積もりであることを、以下で確認します。

①補助事業者名の記載はありますか。

②見積もりを依頼した取引先名が記載されていますか。

③品名や数量が依頼した内容で記載されていますか。

④金額が記載されていますか。

⑤発行日が記載されていますか。

［発注・契約］

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類
（例）発注・契約書

参考様式表示

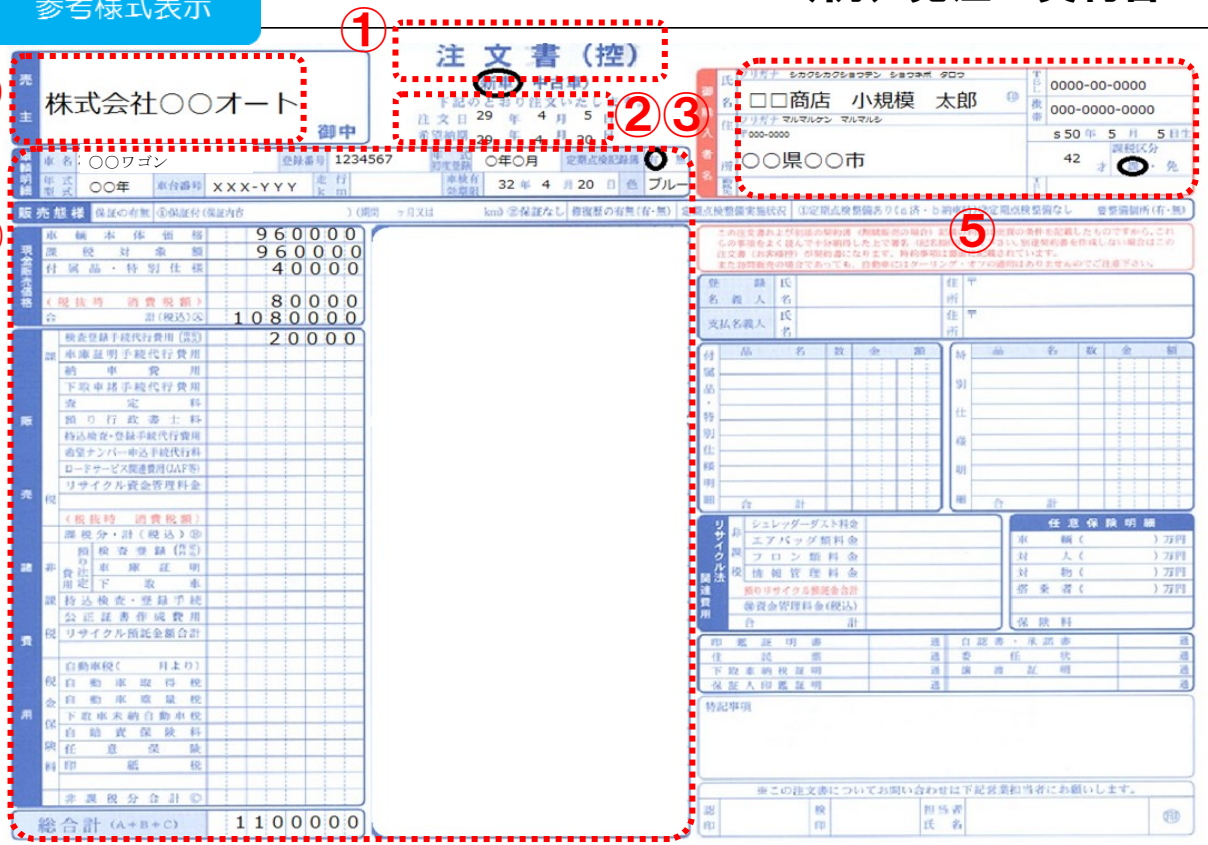

≪ご注意≫
・補助事業期間内において、移動販売・宅配事業等、直接収益を得た場合は、収益納付の対象となり、「収益納付に係る報告書」の提出が必要です。 ？収益納付とは
・車両代が５０万(税抜)以上の場合、「処分制限財産」に該当します。 ？処分制限財産とは

車両を購入した場合、
証拠書類［発注・契約］の提出が必要です。 必要

Point
当該取引の契約・発注であること、
補助対象経費であることを、以下で確認します。

①書類名は、発注・契約の書類であることがわかりますか。

②発注日が記載されていますか。

③発注日は交付決定日以降の日付ですか（交付決定日前の、発注・契約は、補助対象外です）

④発注先の会社名が記載されていますか。

⑤補助事業者名が記載されていますか。

⑥発注する車両名、数量、金額が記載されていますか。

［請求］

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類
（例）請求書

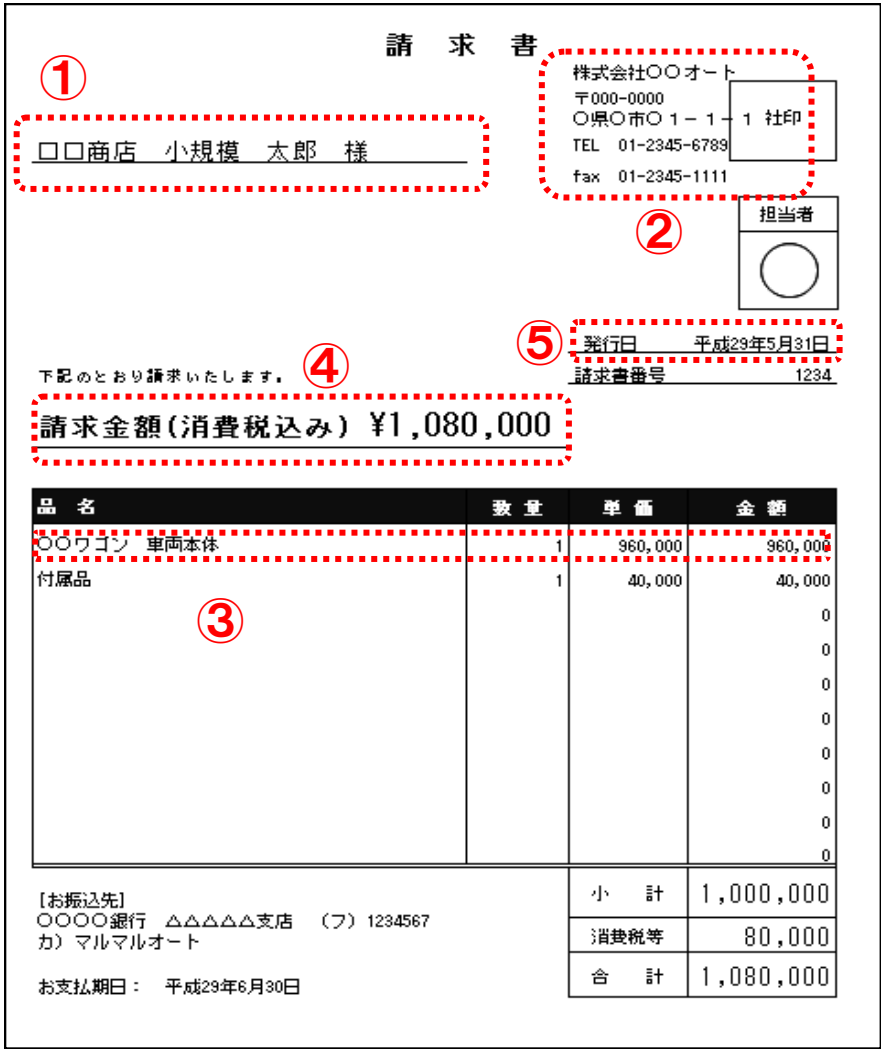

請　求　書

①

□□商店　小規模　太郎　様

株式会社○○オート
〒000-0000
○県○市○１－１－１　社印
TEL　01-2345-6789
fax　01-2345-1111

②

担当者

⑤ 発行日　平成29年5月31日
請求書番号　1234

下記のとおり請求いたします。　④

請求金額（消費税込み）　¥1,080,000

品　名	数　量	単　価	金　額
○○ワゴン　車両本体	1	960,000	960,000
付属品	1	40,000	40,000
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0

③

小　計	1,000,000
消費税等	80,000
合　計	1,080,000

【お振込先】
○○○○銀行　△△△△△支店　（フ）1234567
カ）マルマルオート

お支払期日：　平成29年6月30日

車両を購入した場合、証拠書類［請求］の提出が「必要」です。　必要

Point

当該取引の請求であること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①補助事業者宛になっていますか。

②発注先の会社名が記載されていますか。

③発注したものの品名、数量、金額が記載されていますか。

④請求金額は記載されていますか。

⑤発注日以後に発行されていますか。

≪ご注意≫
車両本体のみが補助対象です。
新車販売のスピーカー、社内展示・運搬用のコンテナ、ボックス等、常設されている保冷庫等も補助対象となります。
〈ただし、オプション・付属品(カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代、電気代、諸手続き費用は、補助対象外です。〉

［支払］

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（原則は口座振込）
（例）ＡＴＭご利用明細、振込票お客様控え

銀行振り込み	サンプル参照
現金払い	サンプル参照
クレジット払い	サンプル参照
コンビニ振込	サンプル参照
宅急便（代引）	サンプル参照
★従業員等による立替払いの場合は、上記に加えて立て替え分を精算したことが確認できる書類も必要です。	サンプル参照

お願い
補助事業に要した経費と、他の経費を、一括して支払った場合は、その旨をご記載ください。

必要

証拠書類［支払］は、いかなる場合も提出が「必要」です。

Point

当該取引の支払いであること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①補助事業者名が確認できますか。

②支払先が確認できますか。又、請求元と同じですか。

③支払金額が確認できますか。請求金額と同じですか。

④支払日は請求日以降ですか。また、支払日は、事業終了日以前ですか。（事業終了日後の支払いは、補助対象**外**です。）

［保証書または自動車登録事項証明書（車検証）］

購入した車両を確認できる資料

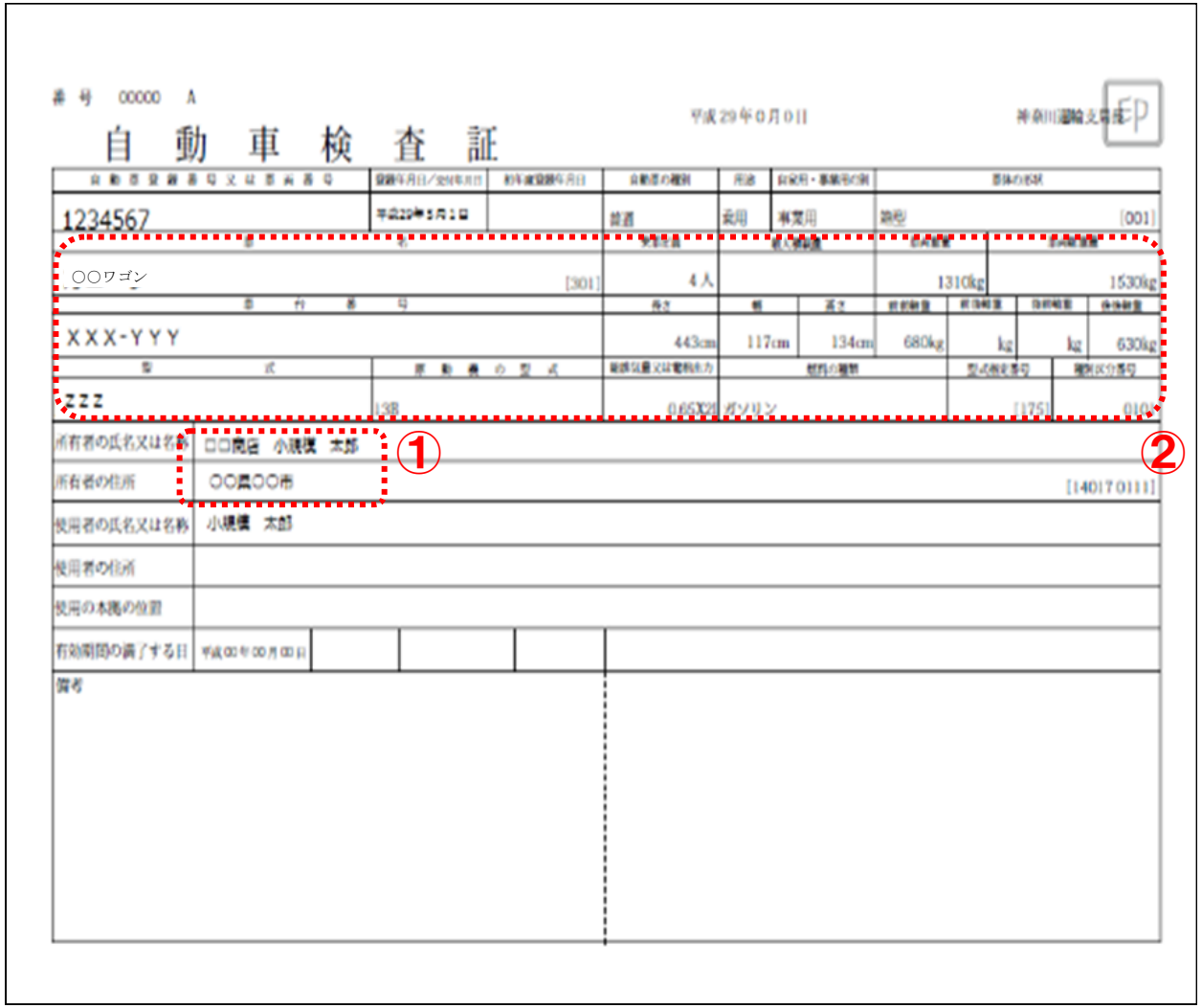

番号　00000　A

自　動　車　検　査　証

平成29年0月0日

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/初年度登録年月日	車検有効期間の満了する日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
1234567	平成29年5月1日		普通	乗用	専用	箱型 [001]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
○○ワゴン [301]	4人		1310kg	1530kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
XXX-YYY	443cm	117cm	134cm	680kg	kg	kg	630kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
ZZZ	13B	0.652リットル	ガソリン	[175]	010

所有者の氏名又は名称	□□商店　小規模　太郎
所有者の住所	○○県○○市 [1401701111]
使用者の氏名又は名称	小規模　太郎
使用者の住所	
使用の本拠の位置	
有効期間の満了する日	平成00年00月00日
備考	

①

②

必要

車両を購入した場合は、証拠書類
［保証書または自動車登録事項登録事項証明書］
は提出が「必要」です。

Point

購入した車両の保証書または自動車登録事項証明書（車検証）であるかを以下で確認します。

①交付決定を受けた補助事業者の名義ですか。

②購入した車両の資料ですか。

［購入した車両の写真］

購入した車両が確認できる資料

必要

車両を購入した場合、証拠書類［**購入した車両の写真**］は
提出が「必要」です。

Point

購入した車両であることを、以下で確認します。

①全体が写っていますか。

②ナンバープレート等、購入した車体が認識できますか。

［配置図］

駐車している場所が確認できる資料、地図
（例）駐車場の地図

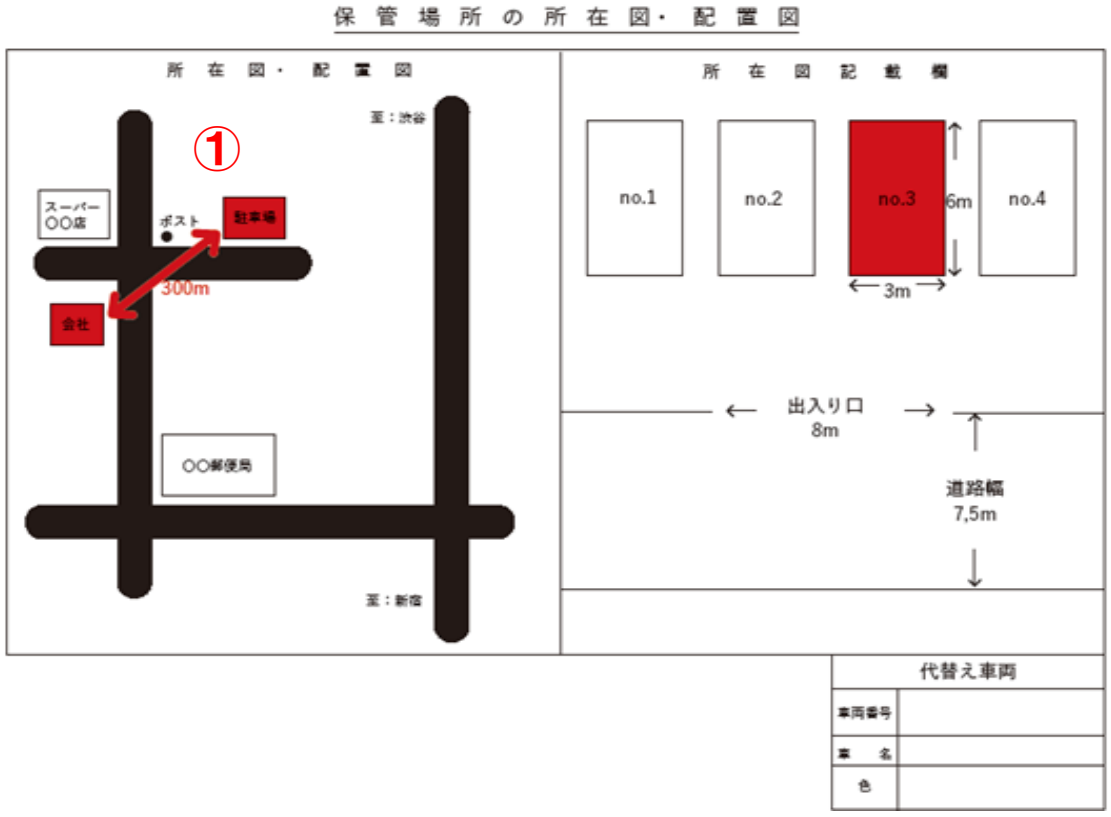

必要

車両を購入した場合は、証拠書類［配置図］は提出が「必要」です。

Point

駐車している場所を確認します。

①普段駐車している場所の位置が分かりますか。

［車両運行日誌］

車両を使用していることを確認することができる資料
（例）車両運行日誌

参考様式表示

車両運行日誌

管理者
印

①

平成 29 年 6 月分

前月繰り越しメーター　　km

所属	サービス部	車両番号	12345	車両名	② ○○ワゴン

No	日付	時間	使用者	出発時メーター	入庫時メーター	走行距離	使用目的	運行場所	備考
1	6月1日	10:00～13:00	小規模太郎	3	10	7km	宅配	○○市△△町	
2	6月3日	10:00～13:00	小規模太郎	10	15	5km	宅配	○○市△△町	
3	6月4日	13:00～15:00	小規模太郎	15	20	5km	宅配	○○市□□町	
4	6月5日	13:00～16:00	小規模太郎	20	30	10km	宅配	○○市□□町	
5	6月7日	13:00～15:00	小規模太郎	30	35	5km	宅配	○○市○○町	
6	6月8日	10:00～13:00	小規模太郎	35	40	5km	宅配	○○市△△町	
7	6月9日	10:00～13:00	小規模太郎	45	50	5km	宅配	○○市△△町	
8	6月10日	13:00～15:00	小規模太郎	55	60	5km	宅配	○○市□□町	
9	6月12日	13:00～15:00	小規模太郎	60	70	10km	宅配	○○市□□町	
10	6月13日	13:00～15:00	小規模太郎	70	75	5km	宅配	○○市○○町	
11	6月14日	10:00～13:00	小規模太郎	75	85	5km	宅配	○○市△△町	
12	6月15日	10:00～13:00	小規模太郎	85	90	5km	宅配	○○市△△町	
13	6月17日	13:00～15:00	小規模太郎	95	100	5km	宅配	○○市△△町	
14	6月19日	13:00～15:00	小規模太郎	105	110	5km	宅配	○○市△△町	
15	6月21日	13:00～15:00	小規模太郎	115	120	5km	宅配	○○市△△町	
16	6月23日	10:00～13:00	小規模太郎	125	130	5km	宅配	○○市△△町	
17	6月27日	10:00～13:00	小規模太郎	130	135	5km	宅配	○○市△△町	
18	6月28日	13:00～15:00	小規模太郎	135	140	5km	宅配	○○市△△町	
19	6月29日	13:00～15:00	小規模太郎	140	145	5km	宅配	○○市△△町	
20	6月30日	13:00～15:00	小規模太郎	145	150	5km	宅配	○○市△△町	

③　④　⑤

車両を購入した場合は、証拠書類【車両運行日誌】は提出が「必要」です。 必要

Point

購入した車両が、補助事業期間中に適切に運行されていたのかを、以下で確認します。

①使用年月が記載されていますか。

②車両名は記載されていますか。

③日付は記載されていますか。（取得日以降、補助事業期間内すべての記載が必要です。）

④時間、使用者、出発時メーター、入庫時メーター、走行距離は正しく記載されていますか。

⑤使用目的、運行場所は適切ですか。

買物弱者対策に取り組むために購入した車両については、補助事業終了後も、補助事業年度終了後5年間は、同様に車両運行日誌の作成、管理、提出が必要です。毎年度終了後にご提出いただく「事業状況報告書」に添付いただきます。